

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年3月20日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 21点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 9点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 30点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種調査
対象国及び類似地域	フィリピン国及び全途上国
語学の種類	英語

* 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンは台風の経路である太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、1年を通じて熱帯低気圧、南西・北東モンスーンに起因する様々な気象災害に見舞われている。1980年から2022年までのEM-DATによる統計で、死者約5万人、被災者延べ約2億3,775万人、経済被害額約284億USドルという甚大な被害が発生している。このうち、被害人口の70%が台風・モンスーンによる降雨・洪水、24%が高潮・高波によるもので、風水害が主要な災害となっている。毎年発生する台風災害による人的・経済的被害は甚大で、農業生産・物流など社会資本への度重なる被害は経済活動へ深刻かつ長期的な影響を与えている。

特に、資産が集中し、首都機能を持つマニラ首都圏は経済被害の軽減・緩和のためにも特に災害対策が急務である。また、地方都市でも、水災害により脆弱なインフラが被害を受けるなど社会経済発展が阻害されている。このため、これら洪水リスクの高い地域を持つ流域にて災害リスク削減に資する治水対策を進めることはフィリピンの発展の観点からも重要であり、社会全体の発展のあり方を踏まえて喫緊の課題である。「全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査」(2022)では、洪水被害ポテンシャルを示す流域ごとの氾濫域内GDPや治水事業の必要性、緊急性の観点から、優先的に計画の策定及び実施すべき重要流域として、パッシング・マリキナ川、パンパンガ川、メイカウアヤン川、ミンダナオ川、カガヤン川が抽出されている。

かかる状況下、フィリピン政府は人口・資産が集中する水災害ポテンシャルの高い優先河川流域における洪水リスク削減のための治水マスタープラン計画(以下「M/P」という。)の策定及び優先事業に係るプレF/Sを目的とする「フィリピン国重要流域治水対策強化プロジェクト」(以下「本事業」という。)を我が国に要請した。日本の支援の必要性、有効性の観点から、パンパンガ川を除く、パッシング・マリキナ川、メイカウアヤン川、ミンダナオ川、カガヤン川の4流域が、本事業の検討対象流域として選定されている。

本詳細計画策定調査(以下「本調査」という。)は、M/P策定の対象流域を選定・合意するとともに、上記目的を達成するために必要な具体的作業項目の絞り込み及び適正な作業量・検討内容の精査を行うことを目的とするものである。なお、本調査期間中でフィリピン政府と確認した内容を協議議事録(Minutes of Meetings。以下「M/M」という。)にて確認する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者の役割は、他の業務従事者、JICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

- (1) 国内準備期間（2023年4月上旬～2023年4月中旬）
- ① JICA 地球環境部防災グループ等との打合せ（対処方針会議等）に参加する。
 - ② 本調査で収集すべき情報を整理・検討し、フィリピン側関係機関及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は現地渡航前に JICA と協議の上、決定する。これらは現地渡航前までに、JICA を通してフィリピン側関係機関や他ドナーに配付予定である。
- (2) 現地業務期間（2023年5月中旬～2023年6月上旬）
- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
 - ② 事前配付した質問票への回答を回収する。
 - ③ 想定される本事業の内容について、特に環境社会配慮が必要な事項を確認する。「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。）に基づき、環境所掌官庁等を対象に環境社会配慮に関する以下の事項の現状把握及び資料・情報の収集、分析・検討を行う。
 - ア) 環境社会配慮に係る行政組織、法制度、政策、計画
 - イ) 環境社会配慮に係る関係機関・関係部局の役割、責任分担、業務・手続きフロー等
 - ウ) 他ドナーによる開発分野の環境社会配慮上留意されている内容・実績及び現状の確認
 - エ) 対象流域における開発計画
 - ④ JICA 環境社会配慮ガイドラインによるカテゴリ分類（なお、現時点では本事業はカテゴリ B に分類されている）に基づく以下の項目の検討を行う。なお、以下の項目は対象流域における開発計画を実施する場合に必要となる。
 - ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
 - ウ) 本事業で想定する治水事業内容を踏まえたカテゴリ分類を行う。その際、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。
 - エ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成。

- ⑤ 前項④エ) で作成する情報公開用の環境社会配慮調査結果 (英文) は、討議議事録 (Record of Discussions。以下「R/D」という。) で合意する内容であるため、フィリピン側へ説明の上、事前に合意を得る。
 - ⑥ 本事業で検討する M/P 策定にあたり、JICA が定める環境社会配慮ガイドラインで求められる手続きが必要になることを本調査で先方と合意する。
 - ⑦ 対象流域における防災分野の観点からの男女の役割の違い、ジェンダー格差関連情報 (実施機関・関係機関の職員男女比等を含む)、災害弱者に関する情報を収集する。また、洪水対策において配慮すべき文化・社会規範・慣習を確認する。
 - ⑧ 担当分野に係る本事業の協力枠組み (案)、調査工程 (案)、実施手法 (案)、投入規模 (案)、先方政府負担事項 (案) を検討する。
 - ⑨ 担当分野に関し、本事業で想定される現地再委託による作業の特定、TOR 検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集 (組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等) を行う。
 - ⑩ 担当分野に係る先方政府説明資料作成を行う。また、M/M (案)、R/D (案) の作成作業を支援する。
 - ⑪ 他団員と協力し、担当分野に係る現地調査時の議事録 (和文)、詳細計画策定調査報告書案を作成する。
 - ⑫ 担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2023 年 6 月中旬～2023 年 6 月下旬)
- ① 現地業務を踏まえ、JICA が取りまとめる事業事前評価表 (案)、リスク管理チェックシート、案件の枠組み (案) の作成に担当分野の観点から協力する。
 - ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書 (和文 3 部)

2023 年 6 月 23 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-12 月追記版）」（以下同じ）の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

本業務では、ミンダナオ地域での業務も想定しています。現地での調査工程が現時点では未確定のため、全ての現地業務人月に対し、紛争影響国・地域における報酬単価を適用し、積算してください。※国内業務人月は通常単価を適用。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料、現地移動費等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田／羽田⇒マニラを標準とします。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 5 月 11 日～6 月 9 日を予定しています。

JICA の調査団員は、本業務従事者の 2 週間遅れで現地業務を開始し、本業務従事者と同じ日に終了する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地業務を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 河川行政 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 治水計画 (パッシング・マリキナ／メイカウアヤン) (JICA が別途契

約するコンサルタント)

- オ) 排水計画 (マニラ首都圏) (JICA が別途契約するコンサルタント)
- カ) 治水計画 (カガヤン/ミンダナオ) (JICA が別途契約するコンサルタント)
- キ) ガバナンス分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- ク) 環境社会配慮 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上: なし
- オ) 現地日程のアレンジ: あり (※初回は当方で日程調整しますが、その後の日程調整は効率的な現地調査を踏まえ、各団員に作業をお願いする想定です。)
- カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第一チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上